

土木部発注工事における快適トイレの設置に関する運用について

1. 特記仕様書への記載

積算計上対象工事において、別紙2（特記仕様書記載例（土木工事））、別紙3（建築関係工事特記仕様書）の記載例を参考に特記仕様書への記載を行う。

2. 積算の方法

(1) 快適トイレ（現場環境改善型トイレ）の設置

- ・「快適トイレに求める標準仕様（以下「標準仕様」という。）」及び「快適トイレとして活用するために備える付属品（以下「付属品」という。）」を満たすトイレ（以下「快適トイレ」という。）を男女別で各1台設置することを標準とする。（女性が現場にいない場合は、この限りではない）
- ・「付属品」については、受注者は必ず備えるものとする。備えていないトイレは、快適トイレとして扱わない（設計変更の対象としない）こととする。
- ・市場に全現場に相当する快適トイレが流通していないと想定されることから、当初は金額を計上せず、導入できた工事について変更契約時に計上する。
- ・現場付近に個別にトイレを設置する場合に適用する。（現場事務所内にあるトイレには適用しない。）
- ・監督員は、「標準仕様」及び「付属品」について、内容が確認できる資料（標準仕様、付属品の内訳がわかる参考見積書を含む）を受注者に提出を求め、確認できた場合に費用計上の対象とするものとする。

(2) 快適トイレの計上費用

- ・快適トイレの費用は、51,000 円／基・月を上限に「積算上の差額」※1を計上するものとし、男女別で1基ずつ計2基まで土木工事については共通仮設費（営繕費）、建築工事については共通仮設費に計上できるものとする。（102,000 円／2基・月が上限）

※1：「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から10,000 円／基・月（従来品相当額）を差し引いた額。

- ・計上費用は、「積算上の差額」と「51,000 円／基・月」を比較し、どちらか安い方とする。
- ・ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合は、男女別の入口になっている場合に限り、102,000 円／組・月上限まで計上可能とする。
- ・土木工事標準積算基準を適用の場合、「付属品」の費用については別途計上しないが、現場環境改善費（率分）の対象とすることができる。

以上のことから、快適トイレ設置の際には、現場環境改善費（率分）を1項目（現場環境改善（営繕関係））を必ず計上すること。

また、積算上限額を超える費用についても別途計上しないが、上記の現場環境改善費（率分）の対象とすることができる。

運搬費は共通仮設費（率）に含むものとし、別途計上は行わない。

- ・ 建築関係工事積算基準を適用の場合、積算上限額を超える費用は別途計上しないが、「付属品」及び「推奨する仕様、付属品の費用」については、別途共通仮設費に計上できる。

【具体的な計上方法例】

- ①実際に導入した快適トイレ費用 70,000 円／基・月の場合（積算上の差額 60,000 円）
積算で計上する費用 : 51,000 円／基・月
 - ②実際に導入した快適トイレ費用 40,000 円／基・月の場合（積算上の差額 30,000 円）
積算で計上する費用 : 30,000 円／基・月
 - ③実際に導入した快適トイレ費用
男女別一体型ハウス 100,000 円／組・月の場合（積算上の差額 90,000 円）
積算で計上する費用 : 90,000 円／組・月
 - ④実際に導入した快適トイレ費用
男女別一体型ハウス 200,000 円／組・月の場合（積算上の差額 190,000 円）
積算で計上する費用 : 102,000 円／組・月
- ※一体型ハウスの積算上の差額を計算する際の従来品相当額は「10,000 円／組・月」とする。